暴力団等反社会的勢力排除宣言

株式会社トヨタレンタリース長野は、平成23年9月1日施行の長野県暴力団排除条例の趣旨に則り、県内貸自動車・自動車リース業界としての社会的信頼を高めるため、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はこれらの密接交際者、及び過去に民事・行政問題等に関し違法な行為・不当な要求行為を行った履歴のある者など(以下「暴力団等反社会的勢力」)であることが判明した際に、適切な対応が行えるよう、契約条項に「契約解除」や「取引拒否」に関する事項を盛り込みました。

次の事項を基本方針として、暴力団等反社会的勢力を排除することを宣言します。

- 1. 暴力団追放三ない運動(「暴力団を利用しない」「暴力団を恐れない」「暴力団に金を出さない」)を実践する為、従業員等への周知教育に努めます。
- 2. 暴力団等反社会的勢力に対し、組織全体として毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断します。
- 3. 暴力団等反社会的勢力による被害を防止するため、平素より外部専門機関(長野県警察、長野県 暴力追放運動推進センター、弁護士 [長野県弁護士会民事介入暴力被害者救済センターを含む])等との緊密な連携関係の構築に努めます。
- 4. 暴力団等反社会的勢力とは、自動車のレンタル・リース、その他一切の商取引を行いません。
- 5. 暴力団等反社会的勢力による不当要求に対し、従業員の安全確保に配慮しつつ組織として対応し、 迅速な問題解決に努めます。
- 6. 暴力団等反社会的勢力による不当要求に対しては、民事及び刑事の両面から法的対抗措置を講じる など、断固たる態度で対応します。
- 7. 暴力団等反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠蔽するための裏取引等を一切行いません。

平成29年12月12日 株式会社 トヨタレンタリース長野 代表取締役 宇都宮 進一